

全国自死遺族連絡会 田中幸子氏提出資料

- 全国自死遺族連絡会について P1～P2
- 各省庁への要望書 P3～P11
- ちらし、パンフレット 別途配布

第8回自殺対策推進会議

全国自死遺族連絡会について

「全国自死遺族連絡会」は自死遺族の相互交流を深めることにより、遺族自身がまず、元気に生きて行くことを目的とする会です。

○本会の主な活動

- 1 自死遺族の相互交流を深めるための諸活動：「つながりあう」
- 2 自死遺族が運営する自助グループ活動についての情報交換：「支えあう」
- 3 自死や自死遺族に関係する情報発信と社会啓発活動：「経験を伝える」
- 4 自死遺族に関係する機関等との情報交流：「声をあげる」
- 5 自殺予防活動：「生きてと願う」

○設立経緯

国の施策として自死遺族支援が取り上げられ支援事業に公的資金が投入されているにも関わらず、自死遺族当事者が困っていることには支援の手が届いていない現状にありました。そこで、自助グループを運営する遺族として、支援する側の都合で考えられた施策を「支援する人を支援する」事業では、二次被害的支援になりかねないとの危惧を覚え、遺族の声を組織として伝える必要があると考え、全国の遺族を会員とした全国自死遺族連絡会を立ち上げたところです。

2008年1月の設立以降、テレビ、ラジオ新聞等のメディアに数多く取り上げられております。

この会の基となった「藍の会」は24時間、365日、遺族からの相談等を受け付ける総合支援を行っております。

○会員

自死で家族や大切な方を亡くした方で、本会の趣旨に賛同する個人であれば誰でも会員になることができます。また、会費は無料です。

○活動内容

- ・自分と同じような経験をした人と話をしてみたい

手紙、電話、FAX、メール様々な方法で全国の遺族と交流、又近くの自助グループの紹介やパートナー、一人っ子、親、兄弟等を亡くした者同士のネットワークにも遺族の意向を確認し、繋げております。

○亡くなった人の思いを書きたい

冊子「会いたい」を作成し、無料配布しています。事情があって会への参加ができない遺族や自死予防活動を目指している人たち、シンポジウム、フォーラム、展示会、講演会、研修会等で全国に無料配布しております。遺族の手記を読んでこの人と話してみたいと繋がっていく遺族もいます。また、HPにも手記を掲載し、遺族以外の多くの人が見ることができるよう手当てしております。

○自死遺族として社会に伝えたい

2008年5月仙台市で全国自死遺族フォーラム2008、2009年9月には全国自死遺族フォーラム2009を東京で開催した。檀上から多くの遺族の声を届け、会場からのフリートークを充実させパネリスト以外の人達の声をも上げてもらう役割を果たした。ポスターから冊子、パンフレットの全てを遺族が作成したものであり、できる人ができることをする遺族自身のためのフォーラムであった。年に一度フォーラムの開催時に会う遺族もいる。

○行政に声を届けたい

中央省庁へ要望書を提出し、そして街頭でのチラシを配り自死遺族支援施策等に意見を言うのは自分自身を支援してほしいのではなく、「悲しいかな新しく自死遺族になる人たちに自分たちと

同じような理不尽で苦しい思いをしてほしくない」からです。

遺族個人では届かない声も全国自死遺族連絡会としてならば伝えることができることもあります。

○わかちあいの会を作りたい

地元で「わかちあいの会」を立ち上げたいと願って繋がる会員もいます。一人で会を始める人や仲間を募ってグループとして会を始めたいという人には、会員である地元の遺族に声をかけます。この活動で2009年9月末現在全国に20グループ、準備中の地域が9か所あります。その他、わかちあいの会の運営に関わる会員が一堂に会しての情報交換を目的に交流会を年2回開催しております。

○総合支援のための連携

弁護士、司法書士、行政書士、国会議員、県議会議員、市議会議員、牧師、神父、住職、税理士、会計士、大学教授、医療関係者、行政担当者、社会福祉協議会、葬儀社、民間の様々な各支援団体等々

民間団体との連携でのパネル展示の全国啓発活動、2008年10カ所、2009年6カ所全国自死遺族連絡会は、あくまでも遺族個人のための個人対個人で繋がり合う場である。

支援団体や支援者を支援するものではなく、会員である個人のニーズに合った会員同士の支え合いである。

○会員としての田中個人の活動

一か月1,000件以上、現在までに20,000件以上の相談や支え合いを行っています。会員数は43都道府県769名（2009年9月末現在）です。

<国に対して望むこと>

- ・自死遺族に対するアンケート調査の見直し
- ・行政が中心となり「会」の立ち上げが行われているが、行政担当者は人事異動があるため、後任者と遺族との精神的な信頼関係の構築を一からやり直さなければならない。このことは心のケアを必要とする遺族には適さない。むしろボランティア団体、「生と死を考える会」や「いのちの電話」などが立ち上げ運営するような施策にしてもらいたい、その中で遺族当事者が運営する自助グループが中心的役割を果たすような施策をお願いしたい。それから、現在地元で遺族の声が上がり、遺族が運営するわかちあいの会を望み県に協力をお願いしても、ある民間団体が地元の遺族と地方行政の間に入っているため、地元の遺族の声を受け入れず会を立ち上げています。この立ち上げには本来なら必要としない行政コストがかかっており、予算の無駄使いを指摘される事例が各地で見受けられます。地元の遺族が準備会などで自助グループの立ち上げを望むときには、速やかに対応して地元の遺族との協力での会の立ち上げをお願いしたい。
- ・心のケアにたどり着けない遺族のための総合支援をお願いします。
- ・地方行政ができること
 - 亡くなった後に整理しなければならない諸問題に対応できる総合相談窓口の設置。多岐にわたる困りごと、一度に持ち込める窓口と社会福祉資源に広く通じたソーシャルワーカーの配置
- ・国でなければできないこと

別添要望書のとおり

平成 21 年 9 月 4 日

国土交通省 殿

全国自死遺族連絡会 世話人 田中 幸子

要 望 書

アパートなどの借家で自殺した場合、遺族に対して部屋の全面改修費用の全額負担や家賃の 3 年、長くは 21 年の家賃補償金請求、中には築 27 年のアパートの建て替え費用の請求などもあります。

また、物件全体の家賃値下げをしなければならないからそれに対して 5 年以上の補償金請求、お祓い料など、まだ葬儀が終わらない前から要求があります。

飛び降りた場所の土の入れ替え請求をされた例もあり、自殺への偏見による慣例が当然のように通用する社会の仕組みを変えていく必要があります。

自殺だと周りに知られたくない遺族の心情を逆手にとるような悪しき慣行を改めるべく施策を望みます。

不動産の売買に関しては、民法の瑕疵担保責任の適用について自殺者が出た物件は報告・告知義務が課せられており、「自殺者に限り」と特定されていること自体が法の元の平等に反しており差別であると考えます。

社会的偏見の払拭の啓発として他殺や変死、突然死もその限りではないとするなら納得もしますが、自殺に限りとする法律の差別的取り扱いを止めるようお願いします。

平成 21 年 9 月 4 日

警察庁 殿

全国自死遺族連絡会 世話人 田中 幸子

要 望 書

身内の者が、行方不明や家出をして警察署への捜索願い届けを提出する際の窓口の対応について改善を望みます。身内が音信不通になり混乱状態で駆け込む親族に対して

「順番ですから・・・あなたは 104 番目です！」

「若い奥さんなんだね一男と逃げたんじゃないの！」

「借金でもあって逃げたんじゃないか？」

「警察犬の捜索は金がかかるんだよ！」 等々

このような言葉は必要ではなく、警察官としての窓口の職務を自覚して困っている人への普通の受付事務手続きをしてください。せめて「ご心配ですね！できる限り一生懸命対応いたしますので力を落とさずがんばってください」の言葉位は言えるのではないのでしょうか、言葉をかけられないのなら余計なことは言わずに淡々と手続きをしてください

発見時の家族に対して縊死状態で発見が早い場合、すぐにおろして人工呼吸を施し救急車を呼んだ者に対して「なぜ降ろしたんだ！ぶら下がったままにしておかないと罰せられるんだぞ！」怒鳴る警察官

助けるという作業が先ではないでしょうか・・・時間が経過した遺体と早い時点での発見と同じ考え方ではなく、状況に応じた配慮の徹底を望みます。命を助けることが最優先されるべきです。

我が子の遺体をそのままに事情聴取のため、警察署に同行を求められ 1～2 時間の取り調べを受けた母親や妻の遺体の第一発見者である夫に葬儀中に何度も呼び出し、その回数 10 回以上の事情聴取にその都度、発見時の状況を問いただされ、トラウマになり、フラッシュバックを覚え心を病んだ夫

父親が亡くなりその場での検死後、隣の部屋で待機していた娘と父の対面は素っ裸の状態であった。

捜索願い届けを出した警察署からの連絡もなく、新聞紙上で身元不明白骨化した男性の遺体発見の記事を読み、我が子と対面した親・・・届けを出した署と発見された署が近隣であったにも関わらず情報は一切無く、せめて同じ管内の警察署の情報交流を望みます。

腐敗が酷いならばブルーシートで包み紐でグルグル巻きも仕方ないのですが、白骨状態でも同じようにされ倉庫のような場所での対面、現代の技術ならばシートのようなもので

の箱のような状態やファスナーつきとかにしてください。

このような事例はまだまだ数多くあり、それぞれに遺族は警察対しての憤りと憎しみを抱き、警察への協力などは絶対しないと語る遺族も多くいます。

窓口で警察の捜索の可能性が薄いと感じた親族が、民間の調査機関へ調査を依頼して 4 カ月で 2 千万円以上必要とした遺族もいます。

窓口での言葉や現場での言動ひとつで感謝にもなります。遺体を物のように扱うのではなく人間として尊厳をもって扱ってください。それだけで心が救われる遺族が大勢いるのです。どうぞご自身の大切な人が物のように扱われることを想像して対応してください。

平成 21 年 9 月 4 日

文部科学省 殿

全国自死遺族連絡会 世話人 田中 幸子

要 望 書

学校におけるいじめによると思われる児童・生徒の自殺に対する教育関係者の事後対応の再考を望みます。更に指導法を再構築してください、たとえば青森では県の教育委員会の報告により、県内の児童・生徒の自殺の統計がゼロになっていることを遺族に指摘されて、地元新聞に大きく取り上げられ手違いだと認めた事実があります。

いじめ元々以前に自殺者がゼロだったと虚偽の報告が出されていたと考えても不思議ではなく、その一年に限定しても現実と報告に違いがあります。そしてそれが発覚してから情報開示の請求には応じなくなったのですが

それはその生徒が自殺した一年間だけではなく他にもあったことが発覚するのを恐れたのではと思われても仕方のない行政側の行動です。

山形では学校内で三時間生徒が行方不明になっていたのに誰も気づかず、発見した時は学校の建物の上に登っていたのに、下からの救助を確保せずに大勢の関係者が上から横から声をかけ逃げ場を失ったかのように飛び降りをしてしまった。しかもいじめの事実は認めたが、それは亡くなった生徒がターゲットではなく他の生徒であってその本人は気にしていなかったのに勘違いをして死んだということを学校関係者は言っている。また、葬儀中に遺体の前で（甘やかして育てたのでは・・・叱ったことがなかったのでしょ・・・）と謝罪どころか親の育て方を批判する学校関係者たち

遺書を残して実名を書き連ね死んだ場所に貼り付けてあっても、学校はいじめはないと言い・・・生徒に葬儀には参列するなど指導して、担任をはじめ学校関係者、生徒一人も参列しない葬儀になった。そのことは生徒がブログに後悔の念として書き込んでいる。

児童生徒の自殺に対して教育者として自身の保身のためとしか思えない行動をとることは到底許せないことであります。“死人に口なし”正しいことが通るのではなく権力のある者の言うとおりに、謝らなくても世の中は通ることを子供たちに教えていることになります。遺族は真実を知りたい、そして死んだという事実を重く受け止め謝罪してほしいと願っています。

スクールカウンセラーも元教育関係者や教育関係者の家族といった単に数合わせの採用でなく、第三者的立場のカウンセラーを採用してください。

自殺で息子を亡くした母親と子がスクールカウンセラーに相談に行ったら「もう一か月

も過ぎたのだから悲しみは壺に入れて蓋をしなさい」それで忘れなさいと指導した事例、

中学校1年生になったばかりで兄の縊死を発見、母親がスクールカウンセラーに相談に行ったら「にこにこ笑っているようですから心配ないですよ」とそれで終わり、そんなレベルのスクールカウンセラーでは何の役にも立ちません。

宗教家の差別的発言が多く各宗派で自殺者に限り、成仏できるように祈りの集いを開くことが行われているようですが、自殺者が“成仏できるように”というフレーズが差別であり、自分たちの宗教を否定しています。亡くなった人を成仏させるために高額な戒名料を受け取り、供養の儀式をしても成仏出来ていないというのであれば、宗教家自身が葬儀という儀式の持つ意味を否定しています。自殺が特別ではなく普通に供養の儀式を行い普通に遺族に接してくれたらいいのです。

自殺だから特別の祈りは必要ありません、やめていただきたい。文化庁からの指導を望みます。

平成 21 年 9 月 4 日

厚生労働省 殿

全国自死遺族連絡会 世話人 田中 幸子

要 望 書

自殺における検死料の問題については、2006 年 6 月衆議院法務委員会で民主党の委員が質問している案件であり、また、昨年の私どもの要望書でもお願いしました。検案料が地域により 13 万円以上の金額の格差があることは憂慮すべき問題です。死後の時間経過や腐敗度、バラバラ状態なのか、発見場所や時間帯等々を考慮し、国として一定の基準を設けるべきです。検視医の言い値の検死料について再考をお願いします。

病院に運ばれ死に至り、自死との判断を下された際の検死料は、即時支払を要求され、支払わなければ遺体の引き取りはできないと言われる事例もあります。他殺か事故か変死か病死かの判断は、遺族の意思とは無関係に強制的に行われ、自死であるとの結果がでた段階で検死料が 13 万円に跳ね上がるとしたら不条理です。

無料から 13 万円以上との格差や即金での支払い要求に対して、国として何らかの基準を設けてください。

また、遺族支援のための聞き取り調査協力のポスターに“自殺のことを教えてください”とのフレーズがありますが、遺族の心を無視した言葉です。そして精神保健福祉センターや保健所などに相談に来た人たちの相談内容から、自死でしかも亡くなってからまだ日が浅い遺族を割り出して調査目的だけの依頼をするのは、相談に来た人たちの信頼を裏切る行為です。更に役所の戸籍係から自死の情報を得て、保健師が戸別訪問して調査依頼をすることなども個人情報保護の観点から非常に問題です。

調査とは無作為に行うことで公平な判断ができる内容になると考えるのが一般的であり、特定の場所、月日を限定した遺族を調査対象とすることは最初に結論ありきの調査だと思われれます。ネット上に公表されている調査の実態を見る限りで判断するならば、結果ありきの調査になっている感が否めません。調査を行うならば公平な方法で行ってください。そして内容についても結論があってそこに結果をもっていきたいのではないかと、疑わざるを得ない遺族へのアンケート調査内容として不思議なものです。遺族でないのならば、心と体の健康状態の部分の内容の一部で人と会うのが楽しい、食事がおいしい、よく眠れる生きがいがある、気分が晴々している、毎日が充実しているなどの項目が“はい”は正常とされるのだと思います。遺族、それも日にちの浅い人がこの項目では“はい”だとしたら異常だと思えます。身内が自死で亡くなり残された家族が楽しくて幸せいっぱい、

食事がおいしく、夜もぐっすり眠れるとしたら感情欠落か、感情を殺した人間です。

遺族とは、を考えてみてください。悲しくて普通です、これでは遺族を精神疾患者に仕立て上げなければならない何かがあるのではと疑いを持ってしまいます。

研究結果を先に決めての調査・研究ではなく、もう一度自死遺族支援の原点である遺族の生の声を聞きいてください、そしてこの10年間で300万人以上とも考えられる自死遺族のうち、わずか100人単位での実態調査程度で国の指針を決定しないでください。

次に過労死の問題ですが、労災認定に係る裁判は早くても数年、長くは15年以上にも及びます。その間遺族の心の負担と経済的負担を考慮して速やかに裁判行われるようにしてください。また、裁判を行わなくとも労働基準局や監督署の段階で公正な判断で労災認定が促進されるようお願いいたします。

平成 21 年 9 月 4 日

内閣府自殺対策推進室 殿

全国自死遺族連絡会 世話人 田中 幸子

要 望 書

自殺総合対策大綱に示されている“自助グループ運営支援”の箇所に自助グループの認識が国と私たち遺族との間に大きな食い違いがあり、昨年国の“自死遺族を支えるために”という指針作りのための担当者との意見交換でもその溝は狭まらず、指針作成協力者として同意なかった経緯があります。

ボランティアグループの定義はボランティアグループが
サポートグループの定義はサポートグループが
セラピーグループの定義はセラピーグループが
すべきものであると同じように自助グループの定義は辞書で表わされている“自助”の当事者である本人の自助グループがすべきです。

精神保健福祉センターや保健所の保健師やボランティア、セラピストが交るグループも含めたグループの全てが自助グループと認識される表現は改めるよう希望します。そして“わかちあい”とは“わかちあい”ができるのは同じ悲しみ、苦しみ、悩み、想い、体験をした者同士の間で成り立つものであり、「集団心理療法」「集団精神療法」とは全く異なるものであると理解すべきです。その上で「自助グループ運営支援」の基本に戻り、昨年度から実施している遺族支援をする人のための研修事業内容を指導すべきです。

今までの研修内容はボランティアや行政が運営するグループのためのものであり、自助グループの運営には適していません。ボランティアや行政は自助グループの運営の内容を研修して自助グループの在り方などを研修してから自分たちが行おうとしているボランティアや行政の会の参考とするべきが本来の自死遺族支援グループ立ち上げの研修です。

今後はこのことを念頭に置きながら研修事業内容を決め、国以外の地方行政の遺族支援研修内容をするべきです。

現在、全国自死遺族連絡会の会員が立ち上げている会は、全国に 20 か所であり、9 か所で準備中です。行政やボランティアグループの会がある地域での立ち上げもあります。それはなぜかと考えてください。「自死遺族だけで集まって何の意味があるのか」「自死遺族だけでの集まりは危険である」「専門家の援助なしでは運営ができない」といった偏見や誤解を解くためには、国が自助グループの運営を認める施策をすることから始まります。自助グループの立ち上げを支援するとしたら、その運営方法や考え方を広く知ってもらうた

めの研修やシンポジウムの開催を望みます。そして現在の遺族支援対策が直接の遺族支援ではなく、“遺族を支援する人たちの支援”であると国の担当者が公に発言しています。ならば“自死遺族支援”として資金が投入されるとの表現は適切ではなく、多くの国民に“自死遺族だけに資金支援があるのはなぜなのか、特別扱いをしている”との誤解を与ることになります。自死遺族支援という表現は変更すべきです。もし、国の遺族支援対策が真に遺族のためのものとするならば、その内容を支援に沿うように変更してください。

また、ある民間団体の305人のアンケート聞き取り調査が「自殺実態白書」として公表し、国がそのことを認める内容の公文書も出回っていますが、「白書」は民間の調査報告書ではなく行政機関の調査報告書を言うものであると認識しておりますが、一部の民間団体の調査結果に惑わされることなく、遺族の声も聞き支援対策を推進していただきたい。

また、遺族のこころのケアだけに偏った遺族支援対策だけではなく、遺産相続問題についての相談支援、生活保護などの具体的な生活支援や保育支援（保育所入所等）、労災認定、いじめ問題、債務問題、葬儀供養に関する相談、精神科医療に関する相談など遺族が抱える様々な問題解決のための相談窓口の設置を望みます。自死遺族支援の窓口のほとんどが精神障害福祉行政の部署であり、自死以外の遺族支援の窓口と区別されております。これは自死の原因を個人の精神障害として扱っていることから、遺族も精神障害者として整理しているのでは考えられます。この窓口を改めない限り個人を追い詰めたのは社会的要因であると示している国の対策の内容に矛盾が生じます。是非窓口の変更もしくは新たな相談窓口の設置をお願いします。